

# 山梨県有林内における小水力発電事業導入推進事業

## 第3回募集要領

令和5年7月

山梨県環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課

## 1 趣旨

本事業は、カーボンニュートラルの実現、電力供給体制の強靱化及び県有資産の高度活用等を図るため、山梨県有林内(事業地の全部もしくは一部が県有林内の場合)において、民間事業者等による固定価格買取制度(FIT制度)を活用した小水力発電の事業化を支援するものである。

やまなし小水力発電推進マップ(令和3年12月版)により、開発有望地点を公表するとともに、事業化を希望する民間事業者等を公募し、優れた事業計画や地域貢献等を提案した者を選定する。

## 2 応募概要

### (1) 応募資格

小水力発電事業を安定して運営することができる技術力及び資金力等を有し、かつ事業運営を通じて地域に貢献することができる民間事業者等(民間企業、NPO、地域協議会等で法人格を有する者)であって、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、次号において「暴力団対策法」という)第2条第2号に規定する暴力団をいう。ウからオまでにおいて同じ)。

イ 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。ウからオにおいて同じ)。

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

エ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この号において「人格のない社団等」という)を含む)であって、その役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む)のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの。

オ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く)。

キ 日本国外に本社を有する者。

### (2) 募集事業

#### ア 対象事業

使用する土地、治山堰堤及び林道について、その全部もしくは一部が県有林内の場合で、固定価格買取制度を活用した小水力発電施設を設置する事業(出力1,000kW未満)。

#### イ 事業計画地点

(ア) やまなし小水力発電推進マップ(令和3年12月版)に掲載された地点。

ただし、次の地点については、本公募の対象外とする。

識別番号	地点名
I360	南沢地点
I060	真木川上流地点
I210	真木川最上流地点
I230	真木川下流地点
I480	焼山沢地点
I020	大城川第一地点
K160	徳和砂防堰堤地点
—	塩沢川地点

(イ) 民間事業者等自らが調査、検討により選定した発電に有望な地点。

ただし、事業計画地点について、国立公園、国定公園、県立自然公園の特別地域内は対象外とする。

#### ウ 応募上限数

やまなし小水力発電推進マップに記載された地点又はその影響が認められる地点については、1事業者あたり応募する地点数と選定済の地点数の合計は6地点を上限とする。

#### エ 事業期間

事業者選定後、協定締結から固定価格買取制度の調達期間終了までとする。ただし、調達期間終了後の3ヶ月前までに事業者から更新の申し出があり、事業計画、事業者の経営状況等を再度審査した上で、特段の支障がない限り、期間更新を認めることとする。

### (3) 募集期間

令和5年7月7日（金）から令和5年10月6日（金）まで

### (4) 応募の条件

#### ア 事業計画の内容

- (ア) 安定的な運用が可能な計画であることを示すこと（実施体制、キャッシュフロー、加入予定の保険内容、事業終了後の対応等）。
- (イ) 加入する保険の補償内容は以下のとおりとすること。
  - a 火災、地震等による財物損害（※加入必須項目）
  - b 財物損害等による利益損失
  - c 第三者への損害賠償
  - d 天候不順リスク補償
  - e その他民間事業者等が提案する補償

## イ 事業終了後の廃棄費用

- (ア) 事業終了後に土地を現状復旧するための費用をあらかじめ積み立てること。
- (イ) 費用は、現地施設の撤去、土地の復旧及び撤去資材の廃棄までを含む。
- (ウ) 積立額は工事業者等による見積（要写しの提出）による算出を原則とする。
- (エ) 積み立ては、工事着手までに廃棄費用の1割相当額を積み立て、残り費用を工事着手から事業終了時までの間に計画的に積み立てるものとし、年次計画を提出すること。
- (オ) 積立金は金融機関への保証金の預入とし、県を質権者とする質権設定契約とすること。

## ウ 土地の使用

- (ア) 土地の使用を開始した年度から、毎年度、別途通知する土地使用料相当額を県に納入すること。
- (イ) 事業終了後、現状復帰の上、別途指示する期日までに返還すること。
- (ウ) 地域貢献等の実施
  - a 固定価格買取制度における「地域活用要件」により、地元市町村との連携による災害時利用などの地域貢献が計画されていること。
  - b 売電を開始した翌年度から、毎年度、売電収入の5%以上の協力金を県に納入することとし、率は応募時に示すこと。ただし、災害による施設の故障及び異常気象による降雨量減により、発電電力量の減少が生じた場合等の協力金の額は、別途協議により決定する。

## エ 現地調査

- (ア) 応募する地点について、必ず現地調査した上で応募すること。

## 3 応募方法

応募者は、募集期間内に次に示す書類を提出すること。

### (1) 提出書類

小水力発電事業実施申請書（様式第1）

- ア 添付書類など必要な書類については様式第1に記載のとおり。
- イ 提出書類は日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。
- ウ 提出書類に不備等ある場合、応募は原則無効とする。
- エ 提出書類（電子含む）については返却しないものとする。なお山梨県は、提出書類は本事業の審査にのみ使用するものとし、目的外の使用はしない。

### (2) 書類の配布

提出書類は以下のホームページから様式をダウンロードし、作成すること。

山梨県環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/suiryoku/bosyuu.html>

(3) 提出先・提出部数

ア 提出先

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課  
地域エネルギー推進担当（県庁本館 8 階）  
TEL：055-223-1503

イ 提出部数

紙 1 部、電子（CD-R 等）1 部

ウ 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、「山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第 6 号）」に定める県の休日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に提出すること。

郵送の場合は、期限までに必着とすること。また、到達したことを電話で必ず確認すること。

4 審査方法等

(1) 審査方法

選定委員会により審査を行い、事業者を決定する。なお、提出書類の内容に不明確な部分がある場合等は、追加資料の提出を求めることがある。

(2) 審査基準

審査の基準はおおむね次表のとおりとする。

審査区分	主な審査項目	配点目安
応募者の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>企業の事業内容、実績</li><li>経営の安定性</li><li>設置運営能力の有無（日本国内における小水力発電事業の実績）</li></ul>	40
発電事業計画	<ul style="list-style-type: none"><li>事業計画、経営計画の具体性</li><li>設備構成、維持管理計画の具体性</li></ul>	40
地域への貢献度	<ul style="list-style-type: none"><li>地元市町村との連携による災害時利用などの地域貢献計画の内容</li><li>県に納付する協力金額（率）</li></ul>	20

(3) 審査結果

審査結果は、令和 6 年 1 月中を目途に、全ての応募者に電子メールもしくは書面で通知する。また、あわせて選定された事業者をホームページで公表する。

#### (4) 協定の締結

事業者実施候補者選定後、県と事業者の間で事業実施に関する詳細な事項を含めて協定を締結する。

### 5 注意事項

- (1) 県有林以外の用地の取得、関係法令（条例・規則を含む）及び利害関係者からの同意取得、電力系統への接続、固定価格買取制度の事業計画認定等は事業者の責において実施すること。
- (2) 同一地点において複数の応募があった場合は審査により優れた計画を選定する。なお、応募条件を満たさない等により、事業者を選定しない場合もある。
- (3) 県は、事業計画で提示された県有林等の使用及び占用を確約しない。使用面積等の詳細については、選定後に県と事業者の協議の上決定するものとする。
- (4) 事業の譲渡は原則として認めない。ただし、やむを得ない事由があるときは、譲渡先の民間事業者等に対し、当該事業者と同等の審査を実施するとともに、県や市町村等との約定を全て継承する場合に限り認める。
- (5) 地元市町村の理解を得て実施されるものであること。
- (6) 事業実施候補者選定後、協定締結から4年以内にFIT認定の取得に至っていない場合又はFIT認定の取得から8年以内に本施設の運転開始に至っていない場合は、やむを得ない事由が無い限り本事業の権利を失効することとする。
- (7) 事業実施候補者選定後、県が事業の進展状況の報告を求めた際には、事業者は報告書等を提出しなければならない。その際に、事業の進展が認められない時は、本事業の権利を失効する場合がある。
- (8) 事業実施候補者選定後、詳細な調査により本事業を辞退する際の罰則等は特段設けない。

### 6 本件に係る問い合わせ先

山梨県環境・エネルギー部

環境・エネルギー政策課 地域エネルギー推進担当

T E L : 055-223-1503

M a i l : [kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp)